

全国こども政策主管課長会議

令和6年3月

厚生労働省雇用環境・均等局

雇用機会均等課

《 目 次 》

I . 雇用環境・均等局雇用機会均等課関係

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 母性健康管理等について | 4 |
| 2. 不妊治療と仕事との両立支援について | 7 |

I . 雇用環境・均等局雇用機会均等課関係

1. 母性健康管理等について

母性健康管理指導事項連絡カードについて

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため事業主が講ずべき措置に関する指針」に規定

(表)
母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 殿 年 月 日

医療機関等名
医師等氏名

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2~4の措置を講ずることが必要であると認めます。

1. 氏名等

氏名	姓	名	出生年月日

2. 指導事項

症状等 (該当する症状等すべて記入してください。)

措置が必要な症状等

つわり、妊娠悪阻、貧血、めまい・立ちくらみ、	指示事項
腰部緊満感、子宮収縮、腰痛、性器出血、	休業
頭痛、痔、動脈硬化、浮腫、平や子首の痛み、	勤務時間の短縮
溺尿、排尿時痛、膀胱感、全身倦怠感、動悸、	身体的負担の大きい作業(注)
頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊娠糖尿病、	長時間の立作業
赤ちゃん(胎児)が腹数に比べ小さい、	同一姿勢を強制される作業
多胎妊娠(胎)、産後体調が悪い、	腰に負担のかかる作業
妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、	寒い場所での作業
合併症等()	長時間作業場を離れることのできない作業
	ストレス・緊張を多く感じる作業

措置に関する具体的な内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項

3. 上記2の措置が必要な期間

1週間(月 日 ~ 月 日)	
2週間(月 日 ~ 月 日)	
1ヵ月(月 日 ~ 月 日)	
その他(月 日 ~ 月 日)	

4. その他の指導事項

妊娠中の通勤緩和の措置 (在宅勤務を含む。)	
妊娠中の休養に関する措置	

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

事業主 殿 年 月 日

氏名

氏名

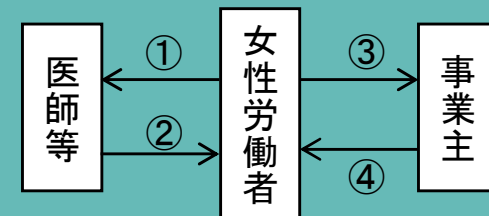
10の次の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には記入しなさい。また、「措置事項」欄には、措置事項の具体的な内容を記入してください。

(裏)
(参考)症状等に対して考えられる措置の例

症状名等	措置の例
つわり、妊娠悪阻	休業(入院加療)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、においがきつい・換気が悪い・高温多湿などのつわり症状を増悪させる環境における作業の制限、通勤緩和、休養の配慮 など
貧血、めまい・立ちくらみ	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(高所や不安定な足場での作業)の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休養の配慮 など
腰部緊満感、子宮収縮	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、通勤緩和、休養の配慮 など
腰痛	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
性器出血	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業(自宅療養)、身体的に負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、腰に負担のかかる作業)の制限 など
痔	身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休養の配慮 など
静脈瘤	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休養の配慮 など
浮腫	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休養の配慮 など
手や手指の痛み	身体的負担の大きい作業(同一姿勢を強制される作業)の制限、休養の配慮 など
頻尿、排尿時痛、膀胱感	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業(寒い場所での作業、長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、休養の配慮 など
全身倦怠感	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、休養の配慮、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
動悸	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
血圧の上昇	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
蛋白尿	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限 など
妊娠糖尿病	休業(入院加療・自宅療養)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置(インスリン治療中への配慮) など
赤ちゃん(胎児)が腹数に比べ小さい	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休養の配慮 など
多胎妊娠(胎)	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休養の配慮 など
産後体調が悪い	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休養の配慮 など
妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休養の配慮 など
合併症等(自由記載)	疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置、もしくは上記の症状名等から参照できる措置 など

【使用方法】

- 1 医師等は、妊娠中又は出産後の働く女性に対して、健康診査等の結果、通勤緩和や勤務時間短縮等の措置が必要であると認められる程度の指導事項がある場合、母健連絡カードに必要な事項を記入して渡します。(①②)
- 2 妊娠中又は出産後の働く女性は、事業主にこの母健連絡カードを提出して、措置を申し出ます。(③)
- 3 事業主は、母健連絡カードの記入内容に従って通勤緩和や勤務時間短縮等の措置を講じます。(④)



様式ダウンロード

https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/common/pdf/bosei_kenkoukanri_r030701.pdf

人事労務担当者、働く女性、産業医、産婦人科医などのみなさま

働く女性の心とからだの応援サイト



私が健康で働き続けるために

自分のことなのに意外と知らないカラダの事、ココロの事、いざいざ働き続けるために知っておきたいこと

[詳しくみる](#)

妊娠出産・母性健康管理サポート

働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために女性労働者や企業の方が知っておきたいこと

[詳しくみる](#)

女性が健康でいきいきと働き続けられるために必要な情報や、妊娠中・出産後も働き続けるための母性健康管理に関する情報を紹介しています。

企業ご担当者・産業医の方へ

妊産婦が働きながら安心して妊娠・出産するために

- 会社として妊婦さんにどう配慮したらいい?
- 母性健康管理等に関する企業の義務等を詳しく解説、相談を実施
- 妊娠中・出産後の女性が安心して働き続けるために企業ができることって?

→ 企業取組事例を多数ご紹介

女性が働きやすい職場を作るために

- 上司や同僚の方が、女性の健康について理解していますか?

→ 社内研修等でご利用いただける「研修用資料・動画」を公開中

働く女性の方へ

働く女性のための妊娠・出産等の制度を利用しましょう!

- いつから産前休業等ができるの?
- 産前・産後、育児休業の自動計算ツール 妊娠週数・月数自動計算ツールをご利用ください。
- パートでも産休は取れる? つわりで立ち仕事がつらい...
- 法解説、専門家コラム、Q&Aでお答えしています

ライフステージごとの健康課題について知りましょう!

- 自分の年代で多い病気は何?
- 女性特有の健康課題を年表形式で解説しています。

「働く女性の心とからだの応援サイト 妊娠出産・母性健康管理サポート」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp>
X (旧Twitter)、Facebookでも発信しています



企業ご担当者、働く女性などそれぞれの方に向けて

働く女性の心とからだを応援するコンテンツ

働く女性の健康について

- ✓ 女性のライフステージごとの健康課題について詳しく解説しています
- ✓ 女性労働者特有の健康管理に関する諸問題について、企業ご担当者側、女性労働者双方の目線で紹介しています

こんなコンテンツがあります 女性が健康でいきいきと働き続けられるために知っておきたい情報など

女性特有の健康課題

女性のライフステージごとの様々な健康課題(月経、更年期、女性特有のがん等)について情報を掲載。



なぜ女性の健康支援が必要なのか

従業員のだれもが健康に働く職場づくりについて、女性の健康支援が必要な理由と、具体的な取組をしている企業の事例をご紹介します。



研修用資料・動画

働く女性の健康について理解を深め、女性の就業促進や健康保持増進のための職場づくりに役立つ社内研修用資料、動画を提供。

Q&A

女性労働者側、企業ご担当者側双方の目線から、「カラダ」「メンタル」「食事」「生活習慣」「職場」の5項目を掘り下げたQ&Aを掲載。

専門家コラム

仕事と健康に関する様々なトピックについて、専門家が解説。

母性健康管理等について

- ✓ 母性健康管理等の法律について詳しく解説しています

男女雇用機会均等法で母性健康管理、労働基準法で母性保護等が定められています。

- ・保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保、指導事項を守ることができるようにするための措置【男女雇用機会均等法第12条、第13条】
- ・妊産婦等の危険有害業務の就業制限、妊婦の軽易業務転換、産前・産後休業等【労働基準法第64条の3、第65条等】

こんなコンテンツがあります

- 企業担当者の方へ 母性健康管理に対する企業の義務
- 働く女性の方へ 働きながら安心して妊娠・出産するために
- 母健連絡カードについて
- クイズ感覚で学ぼう!働く女性のための妊娠・出産

妊産婦に関する制度

企業が妊娠の相談や報告を受けた場合にすることや、職場環境づくりの推進方法など、法制度に基づき詳しく説明。

- 人事労務担当者、働く女性向けに、母性健康管理に関するQ&Aと各種制度を紹介。
- 企業の取組事例、働きながら出産した女性の経験(生の声)を紹介。

母健連絡カード

入手方法や利用方法、企業がカードを提出された場合の対応等を詳しく説明。カードのダウンロードもできます。



メール相談

企業の方、働く女性の方からの母性健康管理等に関する疑問、お悩みについて、医師、社会保険労務士等がお答えします。

早産のリスクがあるため、予定日より2か月早く休みたいという用意がありますが、2か月前に生まれるリスクはあるのでしょうか?

つわりの症状が重く、医師から夜の病院等の勤務は避けるように言われていますが、会社から帰るの道は遠いので心配しています。

2. 不妊治療と仕事との両立支援について

くるみん「プラス」認定の創設(不妊治療と仕事との両立に係る基準の追加)

改正内容

＜改正前＞

プラチナくるみん認定制度

くるみん認定制度



＜改正後＞（令和4年4月～）

プラチナくるみん認定制度

不妊治療と仕事との
両立に係る基準

くるみん認定制度

不妊治療と仕事との
両立に係る基準

トライくるみん認定制度（新設）

不妊治療と仕事との
両立に係る基準



次世代育成支援の取組を行う企業に、不妊治療と仕事との両立に関する取組も行っていただくインセンティブを設ける観点から、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんの一種として新たな類型「プラス」を設け、認定基準に「不妊治療と仕事との両立」に関する基準を追加する。

※「不妊治療と仕事との両立」に関する基準の認定については、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんの申請を行う際の必須基準ではなく、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんの認定基準のみの認定申請を行うことも可能。

認定基準

不妊治療と仕事との両立に関する認定基準は、以下の基準とする。

※ くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんで基準は共通のもの。

＜不妊治療と仕事との両立に関する認定基準＞

- ・ 次の①及び②の制度を設けていること。
 - ① 不妊治療のための休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）
 - ② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度
- ・ 不妊治療と仕事との両立に関する企業トップの方針を示し、講じている制度の内容とともに社内に周知していること。
- ・ 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。
- ・ 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談等に応じる両立支援担当者を選任し、社内に周知していること。

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

令和6年度当初予算案 93百万円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約4.4組に1組、不妊治療（生殖補助医療等）によって誕生する子どもも13.9人に1人（2020年）となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事との両立ができずに16%（女性の場合は23%）の方が退職しており、不妊治療と仕事との両立支援は重要な課題となっている。

このため、不妊治療についての職場における理解を深め、不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させた事業主を支援することにより、不妊治療による離職防止を図る。

2 事業の概要・スキーム

1 支給対象となる事業主

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク）を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥）を労働者に利用させた中小企業事業主

2 支給要件

（1）環境整備、休暇の取得等

- ① 不妊治療と仕事との両立を支援する企業トップの方針を雇用する労働者に周知していること
- ② 不妊治療のための休暇制度・両立支援制度（上記1①～⑥）について、労働協約又は就業規則に規定するとともに労働者に周知していること
- ③ 不妊治療と仕事との両立のための社内ニーズの把握（調査の実施）を実施していること
- ④ 不妊治療と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任していること
- ⑤ 両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療両立支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度（上記1①～⑥のうちいずれか1つ以上）を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと

（2）長期休暇の加算

上記（1）の休暇取得者も含め、休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させたこと

3 支給額

（1）環境整備、休暇の取得等

上記2（1）により環境整備を図り、最初の休暇制度又は両立支援制度の利用者が合計5日（回）以上利用した場合

1事業主当たり、30万円

（2）長期休暇の加算

上記2（2）により休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

1事業主当たり、30万円（（1）の休暇取得者が20日以上連続して取得する場合はその者を対象とする。）

4 支出科目

労働保険特別会計 雇用勘定から支給

支給機関

都道府県労働局

支給実績(令和4年度):49百万円(169件)